

令和7年10月31日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和7年10月31日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～753号室

付議事項

- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第48号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第49号 呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第3号 非農地証明について
- 第4号 非農地判断について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
6番 高本 光之	8番 水場 光輝	9番 今井 満	10番 亀山 博司
11番 秋光 貴志	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝	15番 竹内 誠
16番 新田 隆次	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美	19番 北村 正次

欠席委員

7番 立花 達也 12番 岡本 亮二

推進委員

寺川 恵美

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野課長補佐 藤並主任 藤岡主事

(午後2時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和7年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、2番 田中委員、3番 谷委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 立花委員、12番 岡本委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図そして、資料1「呉市農地利用最適化推進委員候補者募集要領（案）」を送付しています。また、当日配付しました資料は「令和7年第10回総会議案現地確認写真」と「委員研修旅行に関するアンケートについて」そして「令和7年年度呉市農業委員会委員協議会総会資料」です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番〇で、地目は田、面積は753㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望のため使用貸借するもので、譲受人は、新たに米を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田中委員：2番 田中です。申請地は、黒瀬川沿い碎石場の近くです。譲渡人が高齢のため、譲受人が以前から手伝っていました。今後は、譲受人が耕作されます。ご審議よろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、郷原町字西渡り川〇〇〇〇番ほか6筆、地目は田及び畑、面積は合計1,350㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲渡人が遠方に居住し耕作困難なため売買するもので、譲受人は、新たに野菜・果実を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

寺川委員：推進委員 寺川です。写真をご覧ください。草も刈ってきれいに管理されています。譲受人は、ご夫婦（20代）若くやる気は感じられました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、倉橋町字大泓〇〇〇〇番、地目は田、面積は979㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難のため贈与するもので、譲受人は経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、尾立集落内です。元々が田であったものに覆土をし、畑として利用しています。土質的には良くないのですが、果樹栽培なら可能と考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、川尻町西3丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は519㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、新たに野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。川尻町中心部から仁方方面に少し進んだ辺りです。譲渡人は、母親から受け継いだ土地を整理するための申請です。申請地は、譲受人宅のすぐ隣なので耕作して頂けると思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、豊浜町大字大浜字西松山〇〇〇〇番、地目は畑、面積は704㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作が困難なため貸出するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島田委員：13番 島田です。申請地は、四国が見える方から200m程上った場所にあります。岡本委員に作って欲しいと頼まれたとの事でした。譲受人（耕作者）は、息子さんになります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、豊浜町大字大浜字東松山〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積の合計は340㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、貸出するものです。譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島田委員：13番 島田です。申請地は、先程の農地から更に100m程上った場所にあります。この農地も岡本委員に耕作の依頼があり、今回の申請となった。ご審議よろしくお願

ます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、豊町久比字西郷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は109㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、久比の集落内にあり周りは住宅地です。宅地に併せて農地を譲り受けました。野菜が作付けされています。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、豊町大長字南開地〇〇〇〇番〇ほか7筆、地目は畑、面積の合計は3864.39㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、貸出するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、かんきつを栽培するものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請人が立会に来られなかったので話は出来ませんでした。写真は中学校跡地プールの上側にある農地です。耕作はされています。ご審議よろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

大 道 委 員：14番 大道です。南開地は、プールの上ではない。写真がおかしい様に思う。

事 務 局：写真の撮影場所は字鳥越です。申請地字南開地ほかに含まれています。

大 道 委 員： 1 4 番 大道です。鳥越の農地だとしてもおかしい。写真の農地の上に申請地はありません。数年前から譲渡人の農地を申請人が耕作している事は、承知しています。特に問題は無いと思います。

議 長：その他、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第46号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番ついて、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は231㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接宅地の庭として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、川尻市民センターから北東に500mの辺りです。宅地の庭として利用されます。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町内海北1丁目〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,166㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル144枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

ん。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、安浦町の中心部ナフコ安浦店の近くにありま
接しているのです、排水の問題はないです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に議案第48号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請
について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に
申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予される
もので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて
耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたって
は、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継
続届出書を税務署に提出する必要がある、これに添付する書類として、農業委員会の「引
き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となります。1番の申請地は、焼山西3丁
目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,395㎡の第2種農地です。令和
4年7月20日に相続により農地を取得したもので、畑として適切に管理されていまし
た。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

田 中 委 員：2番 田中です。申請地は、近くにスーパーエブリーのある商業地です。稲刈りが終わ
ったばかりで、きれいに管理されていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定いたします。

議 長：次に議案第49号「呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集について」を議題としま

す。事務局の説明をお願いします。

事務局：別紙資料1の推進委員の募集要領（案），推進委員の選任等に関する要綱（案）をご覧ください。令和8年7月末で現在の農業委員・推進委員の任期が満了となりますので，次の委員の募集を始めます。推進委員は，農業委員会が委嘱しますので，その募集についても，農業委員会で決定しますので，議案として総会でお諮りするものです。なお，農業委員は，市長が任命しますので，募集についても農業委員会の決定事項ではありません。前回からの変更箇所はあまりございませんが，変更箇所には網掛けをしております。主なところを掻い摘んでご説明させていただきます。まず，1ページ目の「1 募集人数，任期等」ですが，募集人数は20名で，変更はございません。地区及び区域につきましても変更はなく第1地区から第4地区に定め，人数をそれぞれ各地区5名ずつとしております。(2)の任期については，呉市農業委員会が委嘱する日（実際に委嘱式が行われる日：令和8年8月1日以降）から令和11年7月31日までとしています。「3 候補者の資格」も，変更はございません。(1)から(7)までの7つを候補者の資格要件としています。この候補者の資格要件は，農業委員の募集要領の候補者の資格要件と同じでございます。次に2ページ目の「4 推薦・応募方法」は，個人推薦と法人又は団体推薦，本人が応募する方法の3つの方法があることをお示しております。「5 推薦・応募手続」ですが，所定の様式の申込書に必要事項を記入の上，住民票等の添付書類を添えて申し込んでいただくこととしております。(4)の申込期間は，令和7年11月27日（木）から令和7年12月26日（金）まで，概ね1ヶ月間設けております。次に3ページ目の，「7 候補者の選考方法」ですが，呉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の審査を経て，候補者を選定することとしています。評価委員は，「選任要綱の別表2」にありますとおり，委員長が農業委員会会長，副委員長が第一順位の会長職務代理者（大道委員），委員は第二順位（高本委員），第三順位（石田委員），第四順位の会長職務代理者（柏木委員），農業委員会事務局長の6名が構成員となり，評価委員会で審査していただくこととなります。「8 情報の公表」は，推薦・応募申込書の間，最終の応募状況を呉市ホームページで公表することとしています。「9 推進委員の委嘱」では，推進委員は，令和8年8月1日付けで新たに任命される農業委員会が，最初に行われる総会で承認を得て，委嘱されます。次に，5ページからの「要綱の改正（案）」をご覧ください。こちらも同様に改正か所に網掛けをしております。ほとんどが先ほどご説明しました，「募集要領（案）」と同じことを少し硬い文章で書いております。なお，会長と会長職務代理者は推進委員の評価委員となりますので，推進委員候補者の推薦者となることができませんのでご注意ください。

議長：ただいま事務局から説明のありました「呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集につ

いて」ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、事務局の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、説明のとおり承認します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が4件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が5件ございましたので、報告します。最後に、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について5件を証明し、報告事項第4号の非農地判断について91件を通知しましたので報告します。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

事 務 局：次期農業委員募集について

委員研修旅行に関するアンケートについて

農家台帳システム変更に伴う11月総会資料の当日配付について

令和7年度農地台帳に関する調査について

議 長：今までをとおして、何かご意見・質問ありますか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。10月2日・3日に東広島市で会長及び農業委員会事務局長研修がありました。3日の午前中には、現地研修ということで、太陽光発電の下での櫛栽培を視察しました。10月18日は、広島市で広島県農業会議の常設審議会が開催され出席しました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和7年第11回総会は、11月26日 水曜日 午前10時30分から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

時間が午前中になっておりますので、気をつけてください

また、11月の総会資料は、当日配付になりますのでよろしくをお願いします。

議 長：以上で令和7年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後2時30分)

以上は、令和7年第10回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 7 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員